

仙台市の非常勤の行政委員に対する月額報酬支払差止請求訴訟判決に対するコメント

2011（平成23）年9月15日

仙台市民オンブズマン

■ 何が問題か・・・行政委員＝「ノンワーキングリッチ」が税金を食っている！

全国に1500万人のワーキングプアがいる中で、月に1、2回、2時間程度しか出勤しないで、月20万円以上もの公金をもらう「ノンワーキングリッチ」がいる実態にメスを入れる。

すでに、神奈川県では、見直しを決定。大阪府、山口県では、見直しを検討。宮城県、栃木県、香川県、福岡県、奈良県、函館市、川崎市等々で監査請求が行われている。大津地裁21年1月22日判決は、差止請求を認めた。

全国の地方自治体で、地方自治法の趣旨に基づいて、勤務日数に応じた報酬の支給に是正すれば、約100億円の経費削減になる。

■ 情報公開請求で明らかになった仙台市の実態（平成19年度）

| | 月額報酬 | 年間勤務日数（月平均） |
|-------|--------------------|------------------|
| 監査委員会 | 29万8000円 | 3～22日（0.25～1.8日） |
| 人事委員会 | 24万3000円（20万3000円） | 28～30日（2.3～2.5日） |
| 市選管委員 | 24万3000円（20万3000円） | 8～13日（0.6～1.1日） |
| 区選管委員 | 12万1000円（10万1000円） | 4～17日（0.3～1.4日） |
| 教育委員会 | 24万3000円（20万3000円） | 9～31日（0.75～2.6日） |
| 農業委員会 | 7万8000円（6万3000円） | 2～82日（0.2～6.8日） |

■ 問題点

- ① 地方自治法230条の2第1項の趣旨に明らかに違反している。
- ② 税金の無駄遣い！
- ③ 社会的に不公正（委員は、学者、弁護士、医師、会社役員等）

母子家庭。10才と12才の男の子をもつS（31）さん。福島県で4.5万円の家賃のアパートに3人で住み、夜中はコンビニ弁当の生産を各工場にふりわける仕事、昼間は建設会社の事務の仕事をしている。こうやって月給は18.2万円だという。子どもたちの学資など必要な控除をすると、食費など裁量が効く費用のために残るのは2万円余。2万円。2万円で母子3人が食べていく。2006年12月10日放映のNHKスペシャル「ワーキングプアII 努力すれば抜け出せますか」

- ④ 高額な報酬＝「甘い椅子」を与える結果、県に有利な判断をさせる御用委員会となる危険性

■ 国の場合は？

行政委員（選挙管理委員、中央労働委員）等は、日額3万7000円以内で、各庁の長が定める日額制となっている。宮城県建設工事紛争審査会の調停委員 1回2時間程度で、1万円のみ

■ 本判決に対する評価

本判決は、非常勤の行政委員の勤務実態を丹念に分析したうえで、月額報酬が勤務に対する反対給付として著しく不合理であると認定した。しかも、近年の仙台市の財政状況の悪化、なканなく東日本大震災後の財政危機にもかかわらず、不合理な状態を長期間放置してきた仙台市の姿勢を厳しく指弾している。

市民の問題意識に正面から応えた極めて優れた判決である。

仙台市は、これまでの不作為を真摯に反省し、控訴を断念したうえで、非常勤の行政委員の報酬を日額制に改める立法措置を直ちに講ずるべきである。

以上